第１回次期総合振興計画（区の将来像）に係る桜区検討懇話会

次　　第

日　時　平成３０年１２月３日（月）
　　午後３時から
場　所　桜区役所　３階第１会議室

１　開会

２　挨拶

３　出席者紹介

４　座長及び職務代理者の選出

５　意見交換
　(1) 桜区における「課題」と「将来への期待」について
　(2) 桜区の将来像・まちづくりのポイントについて
　(3) 桜区の将来像の見直しについて

６　閉会

【当日配付資料】
・次第
・委員名簿
・席次表
・次期総合振興計画（区の将来像）に係る桜区検討懇話会設置要綱
・桜区の将来像の推進に係る懇話会傍聴要領

【事前配布資料】
・資料１　桜区の将来像・まちづくりのポイント
・資料２　桜区の将来像の検討に向けたこれまでの取組及び市民意見

次期総合振興計画（区の将来像）に係る桜区検討懇話会　委員名簿

（敬称略）

No.	団体名	役職	氏　名
1	桜区自治会連合会	会長	茂木　武久
2	桜区自治会連合会	副会長	梅澤　圭司
3	桜区自治会連合会	副会長	田村　良明
4	桜区自治会連合会	副会長	川上　強
5	桜区区民会議	副会長	長沢　正子
6	大久保地区民生委員・児童委員協議会	会長	天野　政則
7	田島地区民生委員・児童委員協議会	会長	山田　笑美子
8	土合地区民生委員・児童委員協議会	会長	渡邉　忠夫
9	土合地区社会福祉協議会	会長	小川　宅次
10	大久保地区社会福祉協議会	会長	酡島　康之
11	田島地区社会福祉協議会	会長	小峰　紀男
12	さいたま市交通指導員連絡会　桜支部	桜支部長	門脇　ふじ代
13	さいたま市交通安全保護者の会（母の会）桜支部	桜支部長	原　綾
14	さいたま市ＰＴＡ協議会桜区連合会	会長	今川　夏如
15	青少年育成さいたま市民会議桜区連絡会	代表	向山　幸雄
16	さいたま商工会議所		厚川　俊子
17	大久保地区まちづくりの会	会長	酡島　明
18	西浦和駅周辺の街を住みよくする会	会長	押切　勇
19	国立大学法人　埼玉大学	副学長	井口　壽乃

次期総合振興計画（区の将来像）に係る桜区検討懇話会
席　次

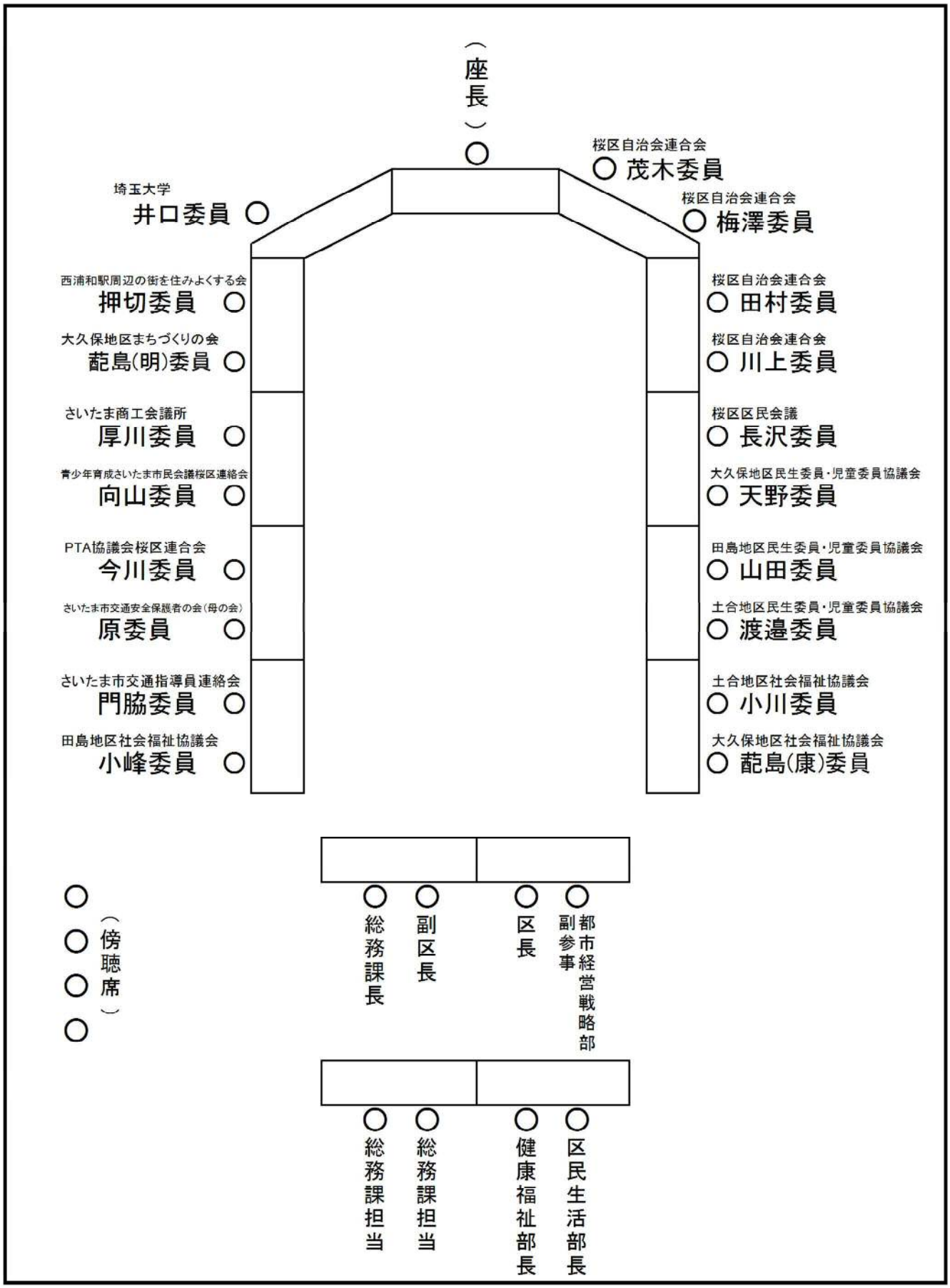

次期総合振興計画（区の将来像）に係る桜区検討懇話会設置要綱

（設置）

第１条　さいたま市の次期総合振興計画の策定に向けた検討に当たり、桜区の将来像（現行基本計画第４部に該当する部分をいう。以下同じ。）について、桜区において活動する各種団体から意見を聴くため、次期総合振興計画（区の将来像）に係る桜区検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（委員）

第２条　懇話会の委員は、桜区において活動する各種団体の代表者等２０名以内とする。

（座長）

第３条　懇話会に座長を置く。

２　座長は、委員の互選により定める。

３　座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

４　座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから座長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

（会議）

第４条　懇話会の会議の議長は、座長とする。

２　座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見若しくは説明を聴くため出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第５条　懇話会の会議は、原則公開とする。

（庶務）

第６条　懇話会の庶務は、桜区役所区民生活部総務課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年１１月８日から施行し、平成３１年３月３１日に効力を失う。

次期総合振興計画（区の将来像）に係る桜区検討懇話会傍聴要領

（趣旨）

第１条　この要領は、次期総合振興計画（区の将来像）に係る桜区検討懇話会（以下「懇話会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続等）

第２条　会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。以下この項において同じ。）は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

２　傍聴の受付は、会議の開催当日、開催場所において、開催定刻３０分前から１０分前までの間に行うものとする。

３　傍聴の定員数は４人とし、傍聴を予定する者の決定は、原則として抽選により行う。

４　第１項の傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

（報道関係者の傍聴に係る手続等）

第３条　報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ座長の許可を受けなければならない。

２　前項の規定により許可を受けた者は、会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

（傍聴することができない者）

第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

⑴　銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者

⑵　酒気を帯びていると認められる者

⑶　貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者

⑷　前３号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第５条　傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、座長の許可を得た場合には、この限りでない。

⑴　会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

⑵　談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。

⑶　鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

⑷　撮影又は録音をしないこと。

⑸　飲食又は喫煙をしないこと。

⑹　みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

⑺　前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

（傍聴人の退場等）

第６条　傍聴人がこの要領に違反したときは、座長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

２　傍聴人は、会議において会議非公開の議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。

（傍聴人への会議資料の提供）

第７条　審議会は、傍聴人に会議資料を提供するものとする。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成３０年１１月８日から施行し、平成３１年３月３１日に効力を失う。

別記様式（第２条関係）

受付番号＿＿＿＿

傍　聴　券

次期総合振興計画（区の将来像）に係る桜区検討懇話会

注1　この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。
　2　係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。

【傍聴することができない者】
⑴　銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
⑵　酒気を帯びていると認められる者
⑶　貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
⑷　前３号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

【傍聴人の守るべき事項】
⑴　会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
⑵　談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
⑶　鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
⑷　撮影又は録音をしないこと。
⑸　飲食又は喫煙をしないこと。
⑹　みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
⑺　前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

※　傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。

桜　区の将来像

三世代がつくる元気印のまち
—自然あふれる住みよい環境—

桜区には、桜草公園から続くグリーンベルトをはじめ、数多くの歴史的・文化的資源のほか、伝統ある埼玉大学、区民の活動拠点となるプラザウエストやスポーツ施設などがあります。今後、これらの地域資源を生かし、子どもから高齢者まですべての区民が生き生きと活動でき、ずっと住みたいと思えるまちを目指します。

まちづくりのポイント

1 「自然」と「便利さ」の調和する、住みやすいまちづくり

- 自然と調和し、生活環境の整った、安らぎのある住みよいまちづくり
- 地域の産業の活性化と、これを生かした、ふれあいやにぎわいを生むまちづくり
- 公共交通の充実と、自動車・車いす・人・自転車が安心してスムーズに移動できる道路の整備など交通環境の向上
- 自然資源や歴史的・文化的資源などの保全と、これら地域の財産を生かしたまちづくり
- 一人ひとりの意識の向上と、地域の人々と行政のみんなで取り組むごみの減量化・リサイクルの推進によるきれいなまちづくり

千貫樋水郷公園

2 子ども、高齢者、障害者にやさしく、元気に暮らせるまちづくり

- 安心して、しっかりと子育てのできるまちづくり
- 子どもたちと地域の住民や大学生などが関わりを深めながら、たくましく育つまちづくり
- 高齢者や障害者が暮らしやすく、元気に活躍できるまちづくり

3 みんなが仲良く安全に安心して暮らせるまちづくり

- 防災・防犯に行政と住民が協働して取り組む、安全で安心なまちづくり
- 古くから住んでいる住民と新しい住民の交流や多世代の交流など、住民がコミュニケーションを深めながら、互いに連携し、誰もが参加して活動を継続できるコミュニティづくり
- 自治会活動やボランティア活動など、子どもから高齢者までの地域住民の活動が盛んなまちづくり
- 誰もが気軽に参加できる住民活動の機会や環境の充実
- 埼玉大学の英知や若さと連携したまちづくり

区民ふれあいまつり

埼玉大学

4 みんなでつくるまち

- 「住民のやる気」をはぐくむ仕組みづくり
- 地域の人々と行政が様々な情報を発信し合い、協働し、信頼関係を生み出すまちづくり

田島の獅子舞

参考

「桜区の将来像」の改定状況（前期基本計画→後期基本計画）

	前期基本計画	後期基本計画
将来像	**三世代がつくる元気印のまち** **ー自然あふれる住みよい環境ー** 桜区には、さくら草公園から続くグリーンベルトをはじめ、数多くの歴史的・文化的資源が残されています。今後、これらの地域資源、特に、地域の自然をまちづくりに活用するとともに、住環境の整備を進め、子どもから高齢者までのすべての区民が生き生きと活動できるまちを目指します。	**三世代がつくる元気印のまち** **ー自然あふれる住みよい環境ー** 桜区には、桜草公園から続くグリーンベルトをはじめ、数多くの歴史的・文化的資源のほか、伝統ある埼玉大学、区民の活動拠点となるプラザウエストやスポーツ施設などがあります。今後、これらの地域資源を生かし、子どもから高齢者まですべての区民が生き生きと活動でき、ずっと住みたいと思えるまちを目指します。
まちづくりのポイント	**1 「自然」と「便利さ」の調和したまちづくり** ●自然と調和し、住環境の整った、やすらぎのある住みよいまちづくり ●地域の産業を生かした、ふれあいや賑わいを生むまちづくり ●車だけに頼らない移動手段の確保と、車いす・人・自転車にも配慮した、安心して通れる道路の整備 ●自然資源や歴史的・文化的資源など、地域の財産を生かしたまちづくり ●ごみに対する市民意識を変え、それを行動に波及させることによる、ごみの減量化・リサイクルの推進 **2 子どもや高齢者などにやさしいまちづくり** ●しっかりと子育てのできる、安全なまちづくり ●子どもたちと地域の人々が関わりを深めながら、たくましく育つまちづくり ●障害者にやさしく、高齢者が元気に活躍できるまちづくり **3 人と情報のネットワークによる住民活動が盛んなまちづくり** ●住民がコミュニケーションを深めながら、互いに連携し、だれもが参加して活動を継続できるコミュニティづくり ●自治会活動やボランティア活動など、地域住民の活動が盛んなまちづくり ●だれもが身近に、自由に利用できる住民活動の拠点づくり ●埼玉大学の英知や若さと連携したまちづくり **4 みんなでつくるまち** ●「住民のやる気」を育む仕組みづくり ●住民と行政が協働し、信頼関係を生み出すまちづくり	**1 「自然」と「便利さ」の調和する、住みやすいまちづくり** ●自然と調和し、生活環境の整った、安らぎのある住みよいまちづくり ●地域の産業の活性化と、これを生かした、ふれあいやにぎわいを生むまちづくり ●公共交通の充実と、自動車・車いす・人・自転車が安心してスムーズに移動できる道路の整備など交通環境の向上 ●自然資源や歴史的・文化的資源などの保全と、これら地域の財産を生かしたまちづくり ●一人ひとりの意識の向上と、地域の人々と行政のみんなで取り組むごみの減量化・リサイクルの推進によるきれいなまちづくり **2 子ども、高齢者、障害者にやさしく、元気に暮らせるまちづくり** ●安心して、しっかりと子育てのできるまちづくり ●子どもたちと地域の住民や大学生などが関わりを深めながら、たくましく育つまちづくり ●高齢者や障害者が暮らしやすく、元気に活躍できるまちづくり **3 みんなが仲良く安全に安心して暮らせるまちづくり** ●防災・防犯に行政と住民が協働して取り組む、安全で安心なまちづくり ●古くから住んでいる住民と新しい住民の交流や多世代の交流など、住民がコミュニケーションを深めながら、互いに連携し、誰もが参加して活動を継続できるコミュニティづくり ●自治会活動やボランティア活動など、子どもから高齢者までの地域住民の活動が盛んなまちづくり ●誰もが気軽に参加できる住民活動の機会や環境の充実 ●埼玉大学の英知や若さと連携したまちづくり **4 みんなでつくるまち** ●「住民のやる気」を育む仕組みづくり ●地域の人々と行政が様々な情報を発信し合い、協働し、信頼関係を生み出すまちづくり

桜区の将来像の検討に向けたこれまでの取組及び市民意見

～ 目次 ～

1　総合振興計画とは

2　次期総合振興計画の構成と「各区の将来像」の位置付け（案）

3　桜区の人口及び世帯の状況

4　桜区の将来像の実現に向けたこれまでの取組（平成25～30年度）

5　桜区に関する市民意見

⑴　さいたま市総合振興計画市民ワークショップ（平成30年度）

⑵　さいたま市民意識調査（～平成29年度）

1　総合振興計画とは

長期的な展望に基づき、

- 都市づくりの将来目標を示す
- 市政を総合的、計画的に運営するため、
  計画や事業の指針を明らかにする

市政運営の最も基本となる計画

○都市づくりの基本理念

- 市民と行政の協働
- 人と自然の尊重
- 未来への希望と責任

○目指すべき将来都市像

- 多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市
- 見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市
- 若い力の育つゆとりある生活文化都市

２　次期総合振興計画の構成と「各区の将来像」の位置付け(案)

◆ さいたま市総合振興計画推進本部での策定基本方針の検討状況を踏まえ、現行の基本構想と基本計画を１層目にまとめ、その１層目に「各区の将来像」を位置付けます。
※さいたま市総合振興計画推進本部とは総合振興計画を推進・策定するために設置するもので、本部会議、幹事会、プロジェクトチームから構成されるもの

◆ 現行の「2020 さいたま希望のまちプラン」の基本計画に位置付けている「第４部 各区の将来像」と同様に、**「地域の特性を生かし、区民に身近なまちづくりを進めるための基本的かつ大きな方向性を示すもの」**として、１０区の「将来像」と「まちづくりのポイント」を掲載します。

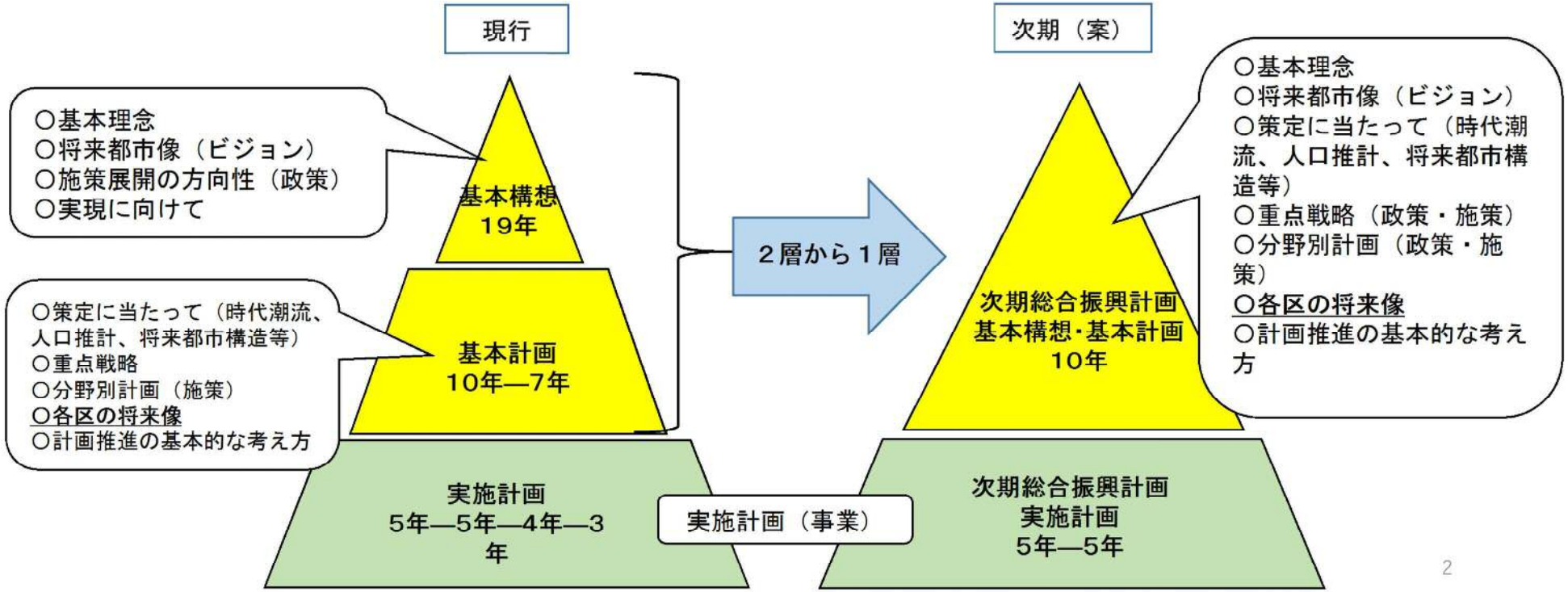

３　桜区の人口及び世帯の状況

年齢別人口と構成比（H30.11.1現在）

		桜区	さいたま市
人口総数（単位：人）		96,066	1,301,230
内訳 (構成比・%)	14歳以下	11,737(12.2)	171,948(13.2)
	15～64歳	61,837(64.4)	832,046(63.9)
	65歳以上	22,492(23.4)	297,236(22.8)

出典：さいたま市統計

世帯数と世帯平均人数（H30.11.1現在）

	桜区	さいたま市
世帯数	45,362	589,948
世帯平均人数 （単位：人）	2.12	2.21

出典：さいたま市統計

４　桜区の将来像の実現に向けたこれまでの取組

まちづくりのポイント	これまでの主な取組	
	区の取組	他局の取組
１．「自然」と「便利さ」の調和する、住みやすいまちづくり	・「区の花サクラソウ」の普及啓発 ・「桜区　駅からハイキング」の開催 ・桜区産の農産物を利用した食文化の伝承	・街路整備事業 ・橋りょう維持事業 ・交通安全施設整備事業 ・スマイルロード整備事業 ・自転車通行環境整備事業 ・道路新設改良事業
２．子ども、高齢者、障害者にやさしく、元気に暮らせるまちづくり	・子育て支援ネットワークの充実 ・シニア世代が輝く「きらきらシルバー講座」の開催 ・「のびのびウォーキング」の開催 ・「認知症サポーター養成講座」の開催 ・“子どもがつくるまち「ミニ桜区」”の開催	
３．みんなが仲良く安全に安心して暮らせるまちづくり	・「区民ふれあいまつり」と「子育てフェア」の同時開催による三世代交流の創出 ・ふれあいコンサートの開催 ・埼玉大学と区民の交流事業の実施 ・「サクラ・スポレク」の開催 ・避難所リーフレットの作成・避難所運営訓練 ・青色防犯パトロールの実施 ・交通安全・防犯啓発活動の実施	
４．みんなでつくるまち	・区役所周辺の緑化推進 ・「クリーン活動」の実施	

５　桜区に関する市民意見

⑴　さいたま市総合振興計画市民ワークショップ

良いところ（強み）

〇住みやすい
〇治安が良い
〇運動公園等のスポーツ施設が充実
〇自然が多い
〇地元でずっと生活してきた方が多いので、付き合いが深い

改善が必要なところ（弱み）

〇イベント、名所が少ない
〇観光や人にすすめられる物はあまりない
〇交通の便が悪い（東西交通がバスだけ）
〇昼間の人口が少なすぎる
〇特徴がない
〇公共施設のアクセスが良くない

「桜区のまちづくりのポイント」について
～今後どういったことに重点的に取り組んでいったらよいか～

〇観光やイベントの企画を増やして、昼間にも活気のある区を目指す。
〇一人暮らしのお年寄り、お年寄り世帯の見守り
〇世代間交流イベント開催、公園を活かしたイベント開催などのコミュニティづくり
〇バス等を中心とした交通の便の改善
〇区としてのテーマをより明確にする

⑵　さいたま市民意識調査

さいたま市市民意識調査とは・・・

　広聴活動の一環として、施策に対する市民の意向等を把握し、今後の市政運営の参考とするため、市民意識を調査するもの

○住みやすさと定住意向

問　あなたがお住まいの「地域」の住み心地はどうですか。
　　あなたは、現在お住まいの地域にこれからも住みたいと思いますか。

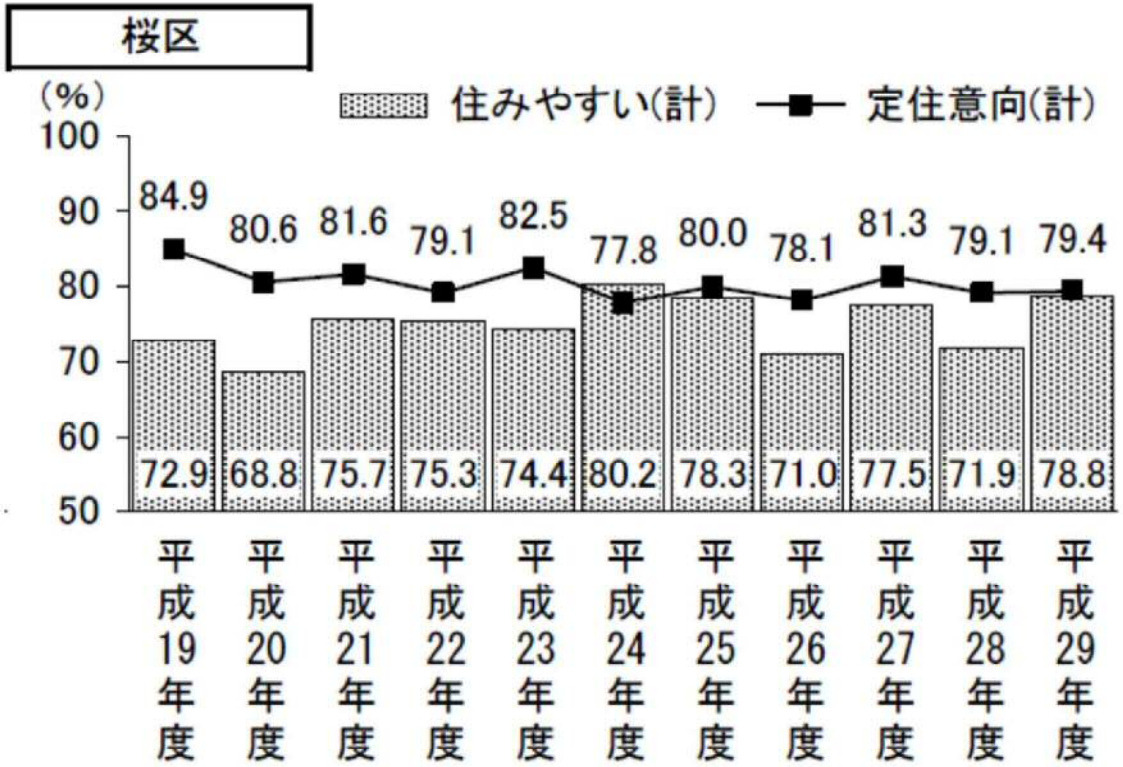

○生活満足度【桜区】

問　あなたは今の生活に満足していますか。

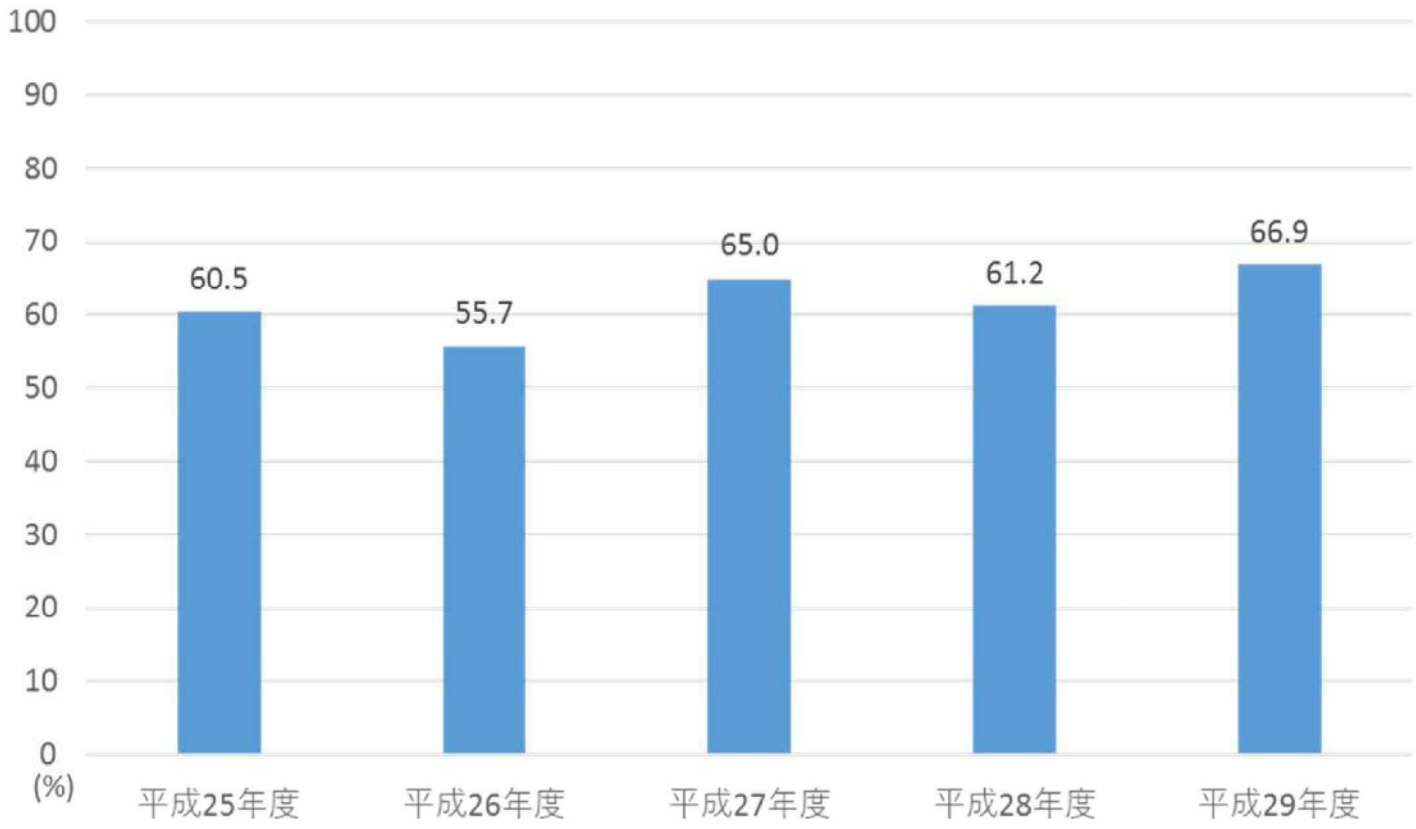

○居住地域のイメージ【桜区】

問　あなたはお住まいの「地域」が、どのような地域だと思いますか。

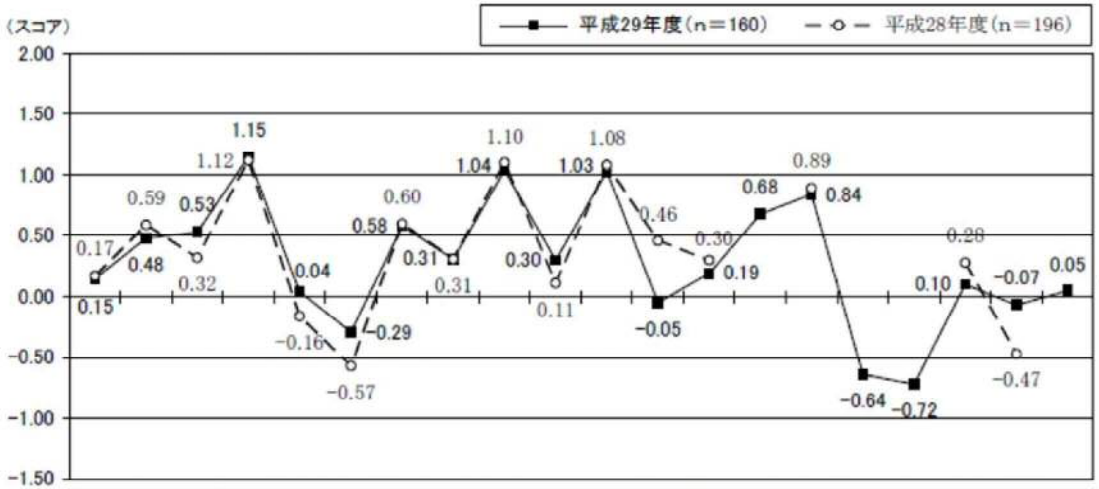

	【利便性】					【安心・安全】					【快適さ】					【親しみ】				
	電車の便がよい	バスの便がよい	よく使う駅まで行きやすい	ふだんの買い物に不自由しない	趣味や学びごとをするのに不自由しない	安全に通れる道路が多い	治安がよい	医療機関を利用しやすい	自然災害による被害が少ない	地域で災害に備えている	身近に緑や自然がある	空気や川の水がきれい	騒音が少ない	自宅の周辺が清潔に保たれている	身近な場所で気軽に散歩や運動ができる	人に勧められる名所や名物がある	楽しみにしている地域のイベントがある	近所で親切な人を見かける	家族や友人と楽しめる場所がある	身近にホッと心が休まる場所がある
29年度	0.15	0.48	0.53	1.15	0.04	-0.29	0.58	0.31	1.04	0.30	1.03	-0.05	0.19	0.68	0.84	-0.64	-0.72	0.10	-0.07	0.05
28年度	0.17	0.59	0.32	1.12	-0.16	-0.57	0.60	0.31	1.10	0.11	1.08	0.46	0.30	－	0.89	－	－	0.28	-0.47	－

※スコアは、各項目に下記の得点を与え、回答者数で加重し、平均得点を求めたもの。

あてはまる＋２、ややあてはまる＋１、あまりあてはまらない－１、あてはまらない－２

桜区のイメージをスコアでみると、「ふだんの買い物に不自由しない」（1.15）が最も高く、次いで「自然災害による被害が少ない」（1.04）、「身近に緑や自然がある」（1.03）の順であった。

一方、「楽しみにしている地域のイベントがある」（-0.72）、「人に勧められる名所や名物がある」（-0.64）、「安全に通れる道路が多い」（-0.29）が低くなっている。

平成28年度の調査結果と比較すると、「家族や友人と楽しめる場所がある」が0.40ポイント増加している。

※（注記１）「趣味や学びごとをするのに不自由しない」は、平成28年度調査では「仕事や学校をいろいろ選べる」としていた。
（注記２）「自然災害による被害は少ない」は、平成28年度調査では「風水害による被害が少ない」としていた。
（注記３）「地域で災害に備えている」は、平成28年度調査では「災害時に地域で助け合える備えがある」としていた。
（注記４）「空気や川の水がきれい」は、平成28年度調査では「空気や川などの環境が守られている」としていた。
（注記５）「近所で親切な人を見かける」は、平成28年度調査では「近所に顔見知りが多い」としていた。
（注記６）「家族や友人と楽しめる場所がある」は、平成28年度調査では「家族や友人と楽しめる場所がいくつもある」としていた。